

平成27年度第1回（第29回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成27年4月22日（水） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	0/1 件	審査対象： 平成26年度第3四半期
一般競争方式（上記以外）	4/37 件	
指名競争方式	0/5 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/15 件	
公募に基づく随意契約方式	0/1 件	
その他の随意契約方式	6/58 件	
合計	117 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より、「平成27年度外務省調達改善計画」の策定に向けた概要説明を行い、委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②-7「シュレッダー」の購入（一般競争入札）</p> <p>○応札事業者数が少ないように見受けられるが、何らかの特殊性等が存在するのか。</p> <p>○参考銘柄とされている機種以外に、仕様を満たした機種は存在するのか。</p> <p>○在外公館にて使用する物品を現地調達することはあるのか。また、日本国内で安価に調達することが可能であっても、輸送に係る費用が別途発生するのであれば望ましいとは言えないのではないか。</p> <p>○今次調達では、規模が大きい在外公館と規模が小さい在外公館とで、同じ台数のシュレッダーが配備されているが、公館の規模に応じた調達とはしないのか。</p> <p>○今次調達分については各在外公館に2台ずつ</p>	<p>●入札に際する仕様を1mm×10mm以下のクロスカット方式としているため、同仕様に対応可能な事業者が限られていたものと承知している。</p> <p>●最近では参考銘柄とされている機種以外に、他の製造事業者による仕様を満たした機種も存在している。なお、同事業者製品で本件事業に係る入札に参加した代理店もあった。</p> <p>●在外公館にて使用する物品については、現地調達が可能であればこれを行っている。なお、1mm×10mm以下のクロスカット方式等との仕様を満たす製品を製造している事業者は非常に限られており現地調達が困難であることから、輸送に係る費用については別途発生するものの日本国内にて調達を行っているものである。</p> <p>●シュレッダーについては、在外公館の規模に応じた配備基準が定められており、同基準に基づきそれぞれ配備されている。</p> <p>●今次調達分については、新規開設公館分とし</p>

委 員	外 務 省
<p>の配備となっているが、既に配備されている在外公館への追加配備としてのものであるのか。</p> <p>⑥-28「外務省施設の保安に関する工事・点検」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件事業者は、他の在外公館においても本件同様の業務を担当しているのか。</p> <p>○本件業務に係る経費はどのようなものであるのか。また、派遣される技術者はどのようなランクの者であるのか。</p> <p>②-10~12「2014年International Wine Challenge受賞日本酒」の購入（一般競争入札）</p> <p>○国産酒類の活用推進に係る事業全体としては、どのぐらいの規模であるのか。また、焼酎や泡盛等の購入については、どのように行われているのか。</p> <p>○2014年International Wine Challenge受賞日本酒リストにある全ての品目を調達することができない場合には、本件事業に係る入札に参加することができないのか。</p>	<p>ての新規配備のほか、既に配備されている在外公館からのりん請により、耐用年数及び部品保管期間を超えた故障のため修理が不可能となったもの等を、予算の制約も踏まえて更新配備するものである。</p> <p>●本件事業者は、他の在外公館においても本件同様の保守業務及び当該機器の設置に係る施工業務を担当している。</p> <p>●本件業務に係る経費は保守を行う上での作業や技術に要するものである。なお、技術者は通常2名1組で派遣されており、少なくとも1名は20~25年の経験を有する者となっている。また、単価については一律となっており、3年前に値下げ交渉を行った結果、現在まで据え置きとなっている。</p> <p>●国産酒類の活用推進に係る予算として2,460万円が計上されており、日本酒と日本産ワインを合わせて約8,200本購入した。なお、焼酎や泡盛等の購入については、通常は本件事業とは別途、国産酒類の活用推進に係る予算とは別の通常経費により行われている。</p> <p>●本件事業に係る入札は、2014年International Wine Challenge受賞日本酒リストに基づき、市場に出回っていない等の理由があるものを除いた492品目について品目ごとに行っていることから、全ての品目を調達することができない場合でも、品目ごとに入札に参加すること</p>

委 員	外 務 省
<p>○品目ごとに入札を行うことによる効果は、どのようなものであるのか。</p> <p>○日本酒については、生産者が小規模な蔵元であり生産量が少ないこともあると承知しているが、落札はされても調達ができなかった事例はあるのか。</p> <p>○平成26年度における国産酒類の活用推進に係る予算は使い切ったのか。</p> <p>○予算が異なる場合においては、調達方法も異なるのか。</p> <p>②-16「執務室レイアウト変更等」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○落札率が高いように見受けられるが、どのような理由からと考えるのか。</p> <p>○執務室レイアウト変更等の実施については、庁舎内で順番が決められ計画的に行われているのか。</p> <p>②-23「外交関係報道調査分析（英字紙論調分析）」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○一者応札となった理由は、どのようなものであったと考えるのか。また、一者応札の改善</p>	<p>が可能である。なお、376品目が落札され、事業者が調達できなかった等の理由により116品目が不調となった。</p> <p>●品目ごとに入札を行うことにより、多くの手間暇はかかるものの、予算の節約が行えた。</p> <p>●生産中止の場合など対応できないケースもあるが、それ以外のものについては調達できている。</p> <p>●平成26年度における国産酒類の活用推進に係る予算は使い切り、予算が不足する分については国産酒類の活用推進に係る予算とは別の通常経費により対応した。</p> <p>●予算が異なる場合においても、調達方法は同一である。</p> <p>●本件契約は物品の購入と役務の提供からなっているものであるが、金額的にはレイアウト変更によって必要となる什器購入に係る部分、特にスライド式キャビネットの購入及び設置に係るものが大きかった。なお、物品購入に係る固定的な費用に縛られることにより、落札率が高めとなったものと理解している。</p> <p>●庁舎全体としての作業としては、別途の計画に基づき行われていると承知している。なお、本件事業については、当該部局の業務増大による必要性が生じたため、別途特別に実施が必要となったものである。</p> <p>●単なる翻訳ではなく、英字紙の論調分析であることから、必要な人材を確保することが困</p>

委 員	外 務 省
<p>に向けて、今後はどのような対策を考えているのか。</p> <p>○分析結果については、どのように活用されているのか。</p> <p>⑥-7「Windows 8.1搭載パソコン対応作業」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件事業者製のサーバを使用しているため本件についても同事業者と契約を締結したのか。</p> <p>○同様の契約や他省庁のシステム等と価格や機能の比較は行っているのか。</p>	<p>難であったため一者応札となったものであると承知している。なお、一者応札の改善に向けては、公告期間をより長く設定すること等により対応することを考えている。</p> <p>●日本で発行されている英字紙において正しい事実関係と理解に基づく報道がなされるよう、分析結果は省内で共有し、事実誤認に基づく報道がある場合には反論投稿を行う等して活用している。</p> <p>●本件事業者製のサーバを使用しているためのみをもって同事業者と契約を締結したのではなく、本件事業者製のサーバに同事業者製の資産管理・監査証跡ソフトウェア及び他の事業者製のソフトウェアをインストールして外務省独自のシステムを構築した事業者が本件事業者であったため同事業者と契約を締結したものである。</p> <p>●他省庁のシステムとは仕様や条件が異なるため価格や機能を比較することは困難であり行っていないものの、外務省においては同様の契約実績が豊富に蓄積されており、それら事例を踏まえて見積書を精査の上、金額の妥当性を判断している他、CIO（情報化統括責任者）補佐官等専門的な知識と経験を有する者の助言や確認も受けている。</p>
<p>⑥-9「国際協力60周年に係る雑誌記事広告（クーリエ・ジャポン）」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○数ある雑誌の中から、今次掲載雑誌を選定した過程について、議事録のようなものは残されているのか。</p> <p>○本件掲載記事広告が、外務省による記事広告</p>	<p>●選定過程における議論についての議事録のようなものは存在していないが、議論された内容については決裁書に反映されている。</p> <p>●本件掲載雑誌における記事広告の最終ページ</p>

委 員	外 務 省
<p>であることは、確認可能なようになっているのか。</p> <p>⑥-13「エボラ出血熱流行に際しての邦人援護」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○邦人の感染者が発生した場合における緊急搬送については、エボラ出血熱の流行地域である西アフリカ諸国から日本への搬送を想定したものであるのか。また、搬送された事例はあるのか。</p> <p>○1回の搬送費用はいくらであるのか。また、搬送が行われなかった場合の費用は発生するのか。</p> <p>○本件契約は、米国国務省が契約している事業者による搬送サービスを利用することが可能となるよう本件事業者と契約の上、同事業者が米国国務省との間で合意を取り交わすものであると承知しているが、外務省が直接米国国務省との間で合意を取り交わさなかった理由はどのようなものであったのか。また、本件事業者を契約相手とした理由はどのようなものであったのか。</p>	<p>において、広告記事の提供者が外務省である旨の記載がされており、本件掲載記事広告が、外務省による記事広告であることが確認可能となっている。</p> <p>●搬送に使用される本件搬送事業者の航空機は航続距離が短い小型航空機であることから、エボラ出血熱の流行地域である西アフリカ諸国からの搬送先については、第一義的には日本ではなく欧米が想定されている。なお、同事業者による搬送事例はこれまでにない。</p> <p>●1回の搬送費用の見積もりは約20万ドルである。なお、搬送が行われなかった場合の費用は発生しないものの、搬送依頼後にキャンセルを行った場合の費用は6千ドルとなっている。</p> <p>●米国国務省を通じて同省が契約している事業者による搬送サービスを利用するためには、米国政府及び米国国務省が契約している事業者に対する損害賠償請求権を放棄すること等が条件となっており、政府機関である外務省がこうした請求権を放棄するためには、法律上の根拠が必要であること等の問題があったため外務省が直接米国国務省との間で合意を取り交わすことにはならなかった。なお、米国国務省は、本来は政府や国際機関とのみ合意を取り交わしているものの、本件事業者については、同事業者の定款にて「我が国の外交・領事活動に対する側面的支援事業及び便宜の供与」と定められており、同事業者のこれまでの活動内容に鑑みても例外的に合意を取り交わすことが可能とされたため、本件事</p>

委 員	外 務 省
<p>○搬送後の対応については、どのようなものとなっているのか。</p> <p>⑥-23「iPhone」賃貸借業務委嘱（随意契約）</p> <p>○iPhoneを選定した理由はどのようなものであるのか。また、置き換えと新規導入のどちらであったのか。</p> <p>○機種選定にあたっては、具体的にどのように行われたのか。</p> <p>○本件契約は、複数年契約となっているのか。</p>	<p>業者を契約相手としたものである。</p> <p>●本件契約に基づき米国国務省が契約している事業者が行うのは緊急搬送のみであり、搬送先における医療機関に係る調整等については外務省が行うこととなっている。なお、治療費用が発生する場合には、搬送された対象者本人やその所属団体が負担することとなる。</p> <p>●平成25年7月に新規調達の上、導入済みであったiPhoneの運用実績を踏まえ、セキュリティ、料金及びデータ通信条件等を勘案し、選定したものである。なお、今次調達は、非スマートフォン型携帯電話の保守期間終了に伴う置き換えによるものである。</p> <p>●本体に係る端末レンタル料が無料であり、調達時においてレンタルが可能であった上位機種を選定した。</p> <p>●複数年契約は結んでおらず、単年度契約となっている。なお、同契約は2年間の使用を前提としたものとなっている。</p>
<p>⑥-27「IC旅券用認証システム機器等」の賃貸借・保守（随意契約）</p> <p>○本件契約は、複数年契約となっているのか。</p> <p>○契約金額は、どのように決定されたのか。</p>	<p>●5箇年度の国庫債務負担行為による複数年契約となっている。</p> <p>●事業者より提出のあった見積もりを精査の上、価格交渉を行い、契約金額を決定した。なお、適正な相場の算出については、CIO（情報化統括責任者）補佐官等専門的な知識と経験を有する者の助言を受けて行っている。</p>